

今治市飲食店プレミアムクーポン事業事務取扱要領を別紙のとおり定める。

令和３年４月２３日

令和３年６月１６日改正

令和３年９月１５日改正

公益社団法人今治地方観光協会長

今治市飲食店プレミアムクーポン事業事務取扱要領

本要領（以下、「取扱要領」という。）は、今治市における飲食店プレミアムクーポン事業費補助金交付要綱第1条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を図るため、新しい観光資源の開発及びキャンペーン等により地域における需要喚起を図ることを目的に「今治市飲食店プレミアムクーポン」（以下、「プレミアムクーポン」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

1 事業の概要

- (1) 名 称 今治市飲食店プレミアムクーポン事業
- (2) 実 施 主 体 公益社団法人今治地方観光協会
- (3) 対 象 地 域 今治市内
- (4) 対 象 者 国内在住の国民
- (5) 事業実施期間 令和3年11月1日～令和4年1月31日
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。
- (6) 取扱チケット
 - ア プレミアムクーポン
 - ＜発 行＞ 公益社団法人今治地方観光協会
 - ＜発行部数＞ 60,000セット（1セット500円×12枚綴り）
 - ＜取扱方法＞ 国内在住の国民が市内プレミアムクーポン販売店で購入するもので、市内プレミアムクーポン加盟店舗で使用できるもの
 - ＜販売価格＞ 1セット5,000円で販売
 - ＜プレミア率＞ 20%（5,000円×20%=1,000円）
6,000円分のプレミアムクーポン（1セット500円×12枚綴り）
 - ＜利用期間＞ 令和3年12月1日～令和4年1月31日
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。
 - イ プレミアムクーポン販売店等
 - ＜販売店舗＞ 「3 プレミアムクーポン販売店資格」に該当する者
 - ＜販売限度数＞ 1人あたり50,000円（10セット）まで
 - ＜販売期間＞ 令和3年11月1日～令和4年1月31日
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。
 - ウ プレミアムクーポン利用店舗
 - ＜利用店舗＞ プレミアムクーポン加盟店
事務局（公益社団法人今治地方観光協会）への申込・登録した店舗をプレミアムクーポン加盟店とするもの
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

2 プレミアムクーポン取扱厳守事項

(1) プレミアムクーポンについて

- ア プレミアムクーポンは、プレミアムクーポン加盟店として登録された加盟全店舗でテイクアウト

ト商品及び店内飲食（イートイン）に利用できます。

イ プレミアムクーポンは、1セット5,000円で販売します。

ウ プレミアムクーポンは、お一人50,000円（10セット）まで購入できます。

エ 利用期限を過ぎたものは無効となります。

オ プレミアムクーポンの返金はできません。

カ プレミアムクーポンは、現金とお引換はできません。

キ プレミアムクーポンは、釣銭のお支払はできません。

ク 他の割引クーポン券と併用可能です。

ケ プレミアムクーポンを盗難・紛失・滅失または破損・偽造・模造等については、当事務局は一切の責任を負いません。

コ プレミアムクーポン管理番号がないものは無効です。

サ プレミアムクーポンを折ったり、書き込んだりしないでください。

シ プレミアムクーポンと半券が切り離されたものは無効です。

ス 利用可能店舗等につきましては、特設ホームページの利用可能店舗一覧をご覧ください。

セ 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの販売中止があった場合、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できます。また、プレミアムクーポンの変更等の要請があった場合は、それに従ってください。

(2) 使用済プレミアムクーポンについて

ア 回収した使用済プレミアムクーポンは、後日換金させていただきますので大切に保管してください。換金申請に必要となります。

イ 使用済プレミアムクーポン半券は、各加盟店での控えになりますので、大切に保管してください。

ウ 使用済プレミアムクーポンは、使用できません。

エ 使用済プレミアムクーポンを盗難・紛失又は消失の場合は、その責を負いかねます。再発行はできません。

3 プレミアムクーポン販売店資格

- (1) 行政等と新型コロナウイルス感染症関連対策による協働実施若しくは実施経験のある店舗または地域の交流拠点店舗等であること。
- (2) 令和3年9月1日時点で市内において開業していること。
- (3) 令和3年11月1日～令和4年1月31日に係るプレミアムクーポンの販売を行うこと。
- (4) 今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと
- (5) 新型コロナウイルス対応ガイドラインに留意して対応すること

4 プレミアムクーポン販売店の責務

- (1) 取扱要領を遵守してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事務局より、プレミアムクーポンの販売中止または変更等の要請があった場合は、それに従ってください。なお、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できます。

- (3) プレミアムクーポンを販売するときは、利用者に購入した市内プレミアムクーポン加盟店でのみ利用できることを必ず伝えてください。
- (4) プレミアムクーポン販売店であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に提示・設置してください。
- (5) プレミアムクーポン販売実績の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 期間途中でプレミアムクーポン販売店を脱退せず、プレミアムクーポンの取扱期間中は継続してください。

5 プレミアムクーポン販売店参加登録申請について

- (1) 本募集及び取扱要領に同意のうえ、公式ホームページよりプレミアムクーポン販売店参加登録申請書(様式第1号)をダウンロードし、必要事項を記載し、以下添付書類を添えて申し込んでください。
 - ① 誓約書(様式第2号)
 - ② 販売店舗登記簿謄本写し
- (2) 申込み先
飲食店プレミアムクーポン事業 公益社団法人今治地方観光協会事務局
〒794-0013 愛媛県今治市片原町一丁目100番地3みなと交流センター3F
TEL (0898) 22-0909 FAX (0898) 22-0929
URL <https://www.oideya.gr.jp/pureima/>
- (3) 申込み期間
令和3年4月23日～令和3年7月30日
- (4) 申込み後の審査・登録・契約
事務局の審査を経て、採用された場合は、プレミアムクーポン販売店として登録を行い、契約を行います。契約後、事務局より飲食店プレミアムクーポン販売店登録通知書(様式第3号)及びステッカー等を送付します。

6 支払いについて

- (1) 事務取扱手数料
事務局は、プレミアムクーポンの売上金の納入を確認した後、売上のあった月の翌月末までにプレミアムクーポン1セットに対し販売委託料を販売店に支払うものとし、振込手数料は、事務局負担とする。又、プレミアムクーポンにおける販売委託料以上の経費を要した場合でも、販売店は、事務局に対し、何ら請求をしないものとする。ただし、会長の承認を得た場合は、その限りではないものとする。

1 1月分売上(1 1月末日締切分)	令和3年1 2月末までに支払
1 2月分売上(1 2月末日締切分)	令和4年 1月末までに支払
1 月分売上(1月末日締切分)	令和4年 2月末までに支払

7 売上金の納入について

プレミアムクーポン販売店は、売上のあった月の翌月(15営業日)までに、プレミアムクーポン委託販売実績報告書(様式第4号)を事務局に提出し、売上の金額を指定の振込依頼票(振込手数料負担

が無料／県内の伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫各支店に限る）により、事務局に支払うものとする。
又、事務局と協議のうえ、売上金から6（1）の事務取扱手数料を控除して売上金の支払いをしても差し支えない。ただし、他行（県外含む）等から振込む場合の振込手数料は、販売店の負担とする。

8 プレミアムクーポン販売の条件について

販売店は、契約に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1）販売価格については、事務局の指定する価格で販売する。
- （2）プレミアムクーポンの盗難事故及び販売にかかる各種トラブルについては、事務局は、責任を負わないものとする。
- （3）販売にあたっては、在庫の適正管理とつり銭の準備は、販売店が行うものとする。
- （4）事務局は、プレミアムクーポンの販売について必要と認めたときは、販売店に質問し報告を求め、改善を命じ従うものとする。
- （5）新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの販売中止があった場合、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できるものとする。また、プレミアムクーポンの変更等の要請があった場合は、それに従うものとする。

9 登録・契約の解除について

事務局は、販売店が取扱要領及び契約を遵守しないとき、又は提出された関係書類に偽りや不正があると認められたときは、登録の抹消及び契約を解除するものとする。

10 損害賠償について

販売店は、取扱要領及び契約に定める義務を履行しないため事務局や第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、事務局や第三者に支払わなければならない。

11 権利の譲渡等の禁止について

販売店は、事務局の承諾なく、この権利を第三者に譲渡し又は貸与してはならない。

12 契約期間について

本事業の契約期間は、契約締結の日から令和4年2月28日までとし、販売期間は営業時間中とする。また、状況に応じ契約期間の延長等及び社会状況の変化等により販売休止及び中止が見込まれる場合は、予め、事務局と販売店両者協議して対応するものとする。

13 プレミアムクーポン加盟店参加資格

- （1）今治市内に店舗を有し、保健所の飲食店・喫茶営業許可書のある店舗のほかテイクアウト商品を取扱っている店舗または今後テイクアウト商品を取扱う店舗
- （2）今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと
- （3）新型コロナウイルス対応業種別ガイドラインに留意して対応すること

14 プレミアムクーポン加盟店の責務等

- （1）取扱要領を遵守してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの販売中止があった場合、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できます。また、プレミアムクーポンの変更等の要請があった場合は、それに従ってください。
- (3) プレミアムクーポンを使用するときは、加盟店舗でしか利用できないことを必ず伝えてください。
- (4) プレミアムクーポン加盟店であることが明確になるよう、事務局が配付するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (5) 利用者が持ち込んだプレミアムクーポンは、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造されたプレミアムクーポンと判別できる場合は、プレミアムクーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告してください。
- (6) プレミアムクーポンの交換及び売買・ネット販売等は行なわないでください。
- (7) プレミアムクーポンの使用期間中におけるテイクアウト商品の売買、イートイン、サービス提供等の取引に使用されたプレミアムクーポンのみ換金可能とします。
- (8) プレミアムクーポン加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (9) 期間途中でプレミアムクーポン加盟店を脱退せず、プレミアムクーポンの利用期間中は継続してください。
- (10) 外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施してください。

15 プレミアムクーポン参加登録加盟店申込みについて

(1) 申込方法

この取扱要領に同意のうえ、下記公式ホームページURLより「参加登録加盟店申込み・同意書フォーム」に必要事項を入力し、お申込みください。なお、公式ホームページよりお申込みできない場合は、事務局窓口（様式第5号）にてお申込みください。

(2) 申込み先

公益社団法人今治地方観光協会（事務局）

〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F

TEL (0898)22-0909 FAX (0898)22-0929

URL <https://www.oideya.gr.jp/pureima/>

(3) 申込期間

令和3年4月30日～令和3年11月30日 17時00分厳守

※印刷対応分 令和3年4月30日～令和3年9月30日 17時00分厳守まで

(4) 申込み後の審査・登録

申込みのあった店舗は、事務局の審査を経て、プレミアムクーポン加盟店として登録を行います。

また、登録した場合には後日、加盟店ステッカー等を送付します。

(5) 申込み時の注意事項

ア 個別店舗毎に申込みを行ってください。

イ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等にあっても、個別のテナント毎に申込みを行ってください。

16 プレミアムクーポン換金申請について

(1) 換金方法

換金の方法は、事務局が指定する申請書（様式第6号）に必要事項を記入し、回収したプレミアムクーポンとあわせて事務局まで持参または郵送してください。受領後、下記換金サイクルによりプレミアムクーポン取扱手数料をお支払させていただきます。

(2) 換金に必要なもの

ア プレミアムクーポン換金申請書

※ホームページからダウンロードしてください。（様式第6号）

イ 使用済プレミアムクーポン

(3) プレミアムクーポン取扱手数料

プレミアムクーポン加盟店において、回収した使用済プレミアムクーポン枚数に応じてお支払いいたします。（使用済プレミアムクーポン1枚につき500円）

(4) 換金サイクル

毎月15日と月末日（事務局に換金申請郵便物到着分）とし、基本15日サイクルで集計作業を行い参加登録加盟店申請時に登録された口座へ入金します。15日が銀行休業日の場合は翌営業日、末日が銀行休業日の場合は前営業日とします。なお、換金・精算業務が集中した場合、精算が1サイクル遅れる場合があります。ただし、会長の承認を得たときは、その限りではありません。

締日 12月15日（着日） 12月31日までに支払

締日 12月31日（着日） 1月15日までに支払

締日 1月15日（着日） 1月31日までに支払

締日 1月31日（着日） 2月15日までに支払

締日 2月15日（着日） 2月28日までに支払

※最終締日は2月15日とし、最終入金は、2月28日とします。対象期間を過ぎた場合は、本事業の精算対象外となります。

(5) 支払方法

プレミアムクーポン加盟店が事前申込時に指定した口座にお振込みいたします。なお、振込にかかる手数料は事務局負担といたします。ただし、経過途中の振込口座の変更がある場合は、事務局に指定口座の変更（様式第7号）を届けるものとします。

17 プレミアムクーポン加盟店の解除

次のような事由が生じた場合には、プレミアムクーポン加盟店におけるプレミアムクーポンの使用の有無に関わらず、登録を取り消すことがあります。この場合、プレミアムクーポンの換金を行わず、すでに換金していた場合には返還を請求します。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

(1) プレミアムクーポン加盟店が、換金申請について虚偽申請を行い、または行おうとした場合。

(2) プレミアムクーポン加盟店が、暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金申請した場合。

(3) プレミアムクーポン加盟店登録後に暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、

「13 プレミアムクーポン加盟店参加資格」の欠落条項に該当することとなった場合。

(4) 取扱要領に反した場合。

18 その他留意事項について

- (1) プレミアムクーポン販売店及び加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、プレミアムクーポンを利用できる店舗として、事務局のホームページ等で広報を行います。
- (2) この取扱要領に記載されていない事項は、事務局へ問い合わせること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの中止及び変更等については、行政機関と協議のうえ、会長が決定する。

19 要領改廃について

この要領を改廃する場合は、会長の承認を得て行うものとする。

20 補足について

この要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、今治市と協議のうえ、会長が別に定めるものとする。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

今治市飲食店プレミアムクーポン『参加登録販売店』申請書

記

1 参加資格対象者（該当に○付け）

参加 資格	(1) 行政等と新型コロナウイルス感染症関連対策による協働実施若しくは実施経験の店舗または地域の交流拠点店舗等であること。 (2) 令和3年9月1日時点で市内において開業していること。 (3) 令和3年9月1日～令和4年1月31日に係るプレミアムクーポンの販売を行うこと。 (4) 今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと (5) 新型コロナウイルス対応ガイドラインに留意して対応すること	(○印箇所)
備考	(販売場所をご記入ください)	

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 販売店舗登記簿謄本写し

担当者所属部署	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話・FAX番号	TEL: FAX:

(様式第2号)

誓 約 書

私は、今治市飲食店プレミアムクーポン事業を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 要領第3項の参加資格に係る要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、速やかに事務取扱手数料を返還します。
- 2 事務局からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 販売事業者（店舗）名の公表に応じます。
- 4 今治市飲食店プレミアムクーポン販売に係る帳簿及び証拠書類は、年度の翌年度から起算して5年間保存し、事務局からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
- 5 国及び今治市が本事業の実施状況について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 6 新型コロナウイルス対応ガイドラインに留意して対応します。
- 7 今治市飲食店プレミアムクーポン事業取扱要領に同意のうえ、事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 8 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

御中

所在地 今治市片原町一丁目 100 番地 3

名称 公益社団法人今治地方観光協会

代表者職氏名 印

今治市飲食店プレミアムクーポン事業参加登録販売店決定通知書兼
参加登録販売店登録番号通知書

令和 年 月 日付けで参加登録販売店申請のあった、今治市飲食店プレミアムクーポン事業について、採用しましたのでお知らせします。また、下記のとおり、参加登録販売店登録番号をお知らせします。

記

参加登録販売店登録番号

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

今治市飲食店プレミアムクーポン委託販売実績報告書

当販売店で販売した「今治市飲食店プレミアムクーポン」における 月の実績報告をいたします。

月分 金 円

販売期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日として

内訳

販売数量 (セット)	セット	
ク ー ポ ン 番 号	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
	No ~No	No ~No
販 売 金 額	円	
販 売 手 数 料	円	
売上金額 (販売手数料差引額)	円	
備 考		

※1セット／販売価格 5,000円 (500円×12枚綴り)
※売上金額を指定の振込依頼票 (振込手数料負担が無料／県内の伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫各支店に限る) により、事務局に支払うもの。
※事務局と協議のうえ、売上金から事務取扱手数料を控除して売上金の支払いをしても差し支えない。その場合、振込手数料は支払わない。
※他行 (県外含む) 等から振込む場合の振込手数料は、販売店の負担とする。

(様式第5号)

今治市飲食店プレミアムクーポン参加登録加盟店申込書

(窓口申込書※WEB フォーマット同様式)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

以下、今治市飲食店プレミアムクーポン加盟店として登録したいので、申請いたします。

1 申込情報

(ア) 申請者情報 (専用ホームページ等へ掲載しません。以下、全て必須項目)

法人名 (個人事業主の場合は個人事業主名)	
法人名 (フリガナ)	
代表者名	
代表者名 (フリガナ)	
法人郵便番号	
都道府県	
市区町村	
住所 (丁目以降)	
建物名	
法人電話番号	
担当者名 (代表者と異なる場合)	
今治市内に店舗を有し、保健所の飲食店・ 喫茶営業許可書のある店舗のほかテイク アウト商品を取扱っている店舗または今 後テイクアウト商品を取扱う店舗	☐ はい ☐ いいえ

(イ) 事業者 (店舗情報※専用ホームページ等へ掲載します。以下、必須項目)

事業者 (店舗) 名	
事業者 (店舗) 名 (フリガナ)	
飲食事業者/座席数	
業態 (料理ジャンルまたは事業名) (居酒屋、寿司、焼肉、ラーメン、バー、中華 料理、タクシーなど)	
事業者 (店舗) 郵便番号	
事業者 (店舗) 都道府県	
事業者 (店舗) 市区町村	
事業者 (店舗) 住所 (丁目以降)	
事業者 (店舗) 建物	
事業者 (店舗) 市内エリア	☐ 常盤・日吉 ☐ 美須賀・城東 ☐ 立花・鳥生・富田 ☐ 清水・日高・乃万 ☐ 近見・別宮 ☐ 桜井・国分・朝倉 ☐ 波止浜・波方・大西 ☐ 菊間・玉川 ☐ しまなみ (大島・伯方島・大三島・関前)
事業者 (店舗) 営業時間	
事業者 (店舗) 休業日	
事業者 (店舗) テイクアウト (あり・なし)	
事業者 (店舗) 電話番号	
事業者 (店舗) URL	
事業者 (店舗) メールアドレス	
担当者名	

2 振込先情報 (飲食店プレミアムクーポンの換金に使用) について

金融機関名	
金融機関 (本店・支店)	
口座種別 (普通・当座)	
口座番号	
口座名義	
口座名義 (フリガナ)	

(様式第 5 号)

今治市飲食店プレミアムクーポン参加登録加盟店申請における同意書

1 本クーポンの取扱い・不正に関する事項／反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

(1) 本クーポンの取扱いに関する誓約事項

- ① 本クーポンは、飲食（テイクアウト・イートイン）などの取引において利用可能です。
- ② 現金との交換はできません。クーポン面額以下の利用の場合でもお釣りは渡さないでください。
- ③ 不足分は現金等で受領してください。
- ④ 参加登録事業者で独自に本クーポンの利用対象外となるサービス等を定める場合は、利用者が認識できるようにチラシ等にその旨を明示してください。
- ⑤ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、本クーポン使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにチラシ等にその旨を明示してください。
- ⑥ 利用期間を過ぎた本クーポンは、受け取らないでください。
- ⑦ 本クーポンの盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
- ⑧ 本クーポンの交換または売買を行うことはできません。
- ⑨ 登録された店舗での飲食（テイクアウト・イートイン）以外の利用はできません。

(2) 不正に関する事項

- ① 参加登録事業者の要件の偽装、実態のない事業者ではありません。
- ② 本クーポンの自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- ③ 本クーポンの再販、再流通を致しません。
- ④ 本クーポンの偽造・悪用・濫用は致しません。

(3) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

今治市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと

2 個人情報の取扱い

本クーポン事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱いし、保護に努めております。

(1) 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、事業目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合は、ご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

(2) 参加登録事業者から取得した個人情報の利用目的

- ① 本プレミアムクーポンにおける参加事業者への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ② 本プレミアムクーポンにおけるインターネットによる参加登録業務のため
- ③ 本プレミアムクーポンにおける参加登録事業者への情報提供と情報管理のため
- ④ 本プレミアムクーポンにおける必要物資の配送作業のため
- ⑤ 本プレミアムクーポンにおける本チケットの管理、精算、それに付随する業務のため
- ⑥ 本プレミアムクーポンにおける情報の集計、分析、調査等のため
- ⑦ 本プレミアムクーポンにおける行政機関への報告等を行うため

(3) 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。

(4) 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ① 法令に基づく場合・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(5) 個人情報取扱事業者の名称、所在地について

・名称：公益社団法人今治地方観光協会 ・所在地：今治市片原町 1-100 みなと交流センター 3F・連絡先：0898-22-0909

(6) 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業をご利用できません。予めご了承ください。

(7) 個人情報の提供の任意性

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

3 その他確認事項

(1) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、今治市飲食店プレミアムクーポン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

(2) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、今治市飲食店プレミアムクーポン期間中に、当事業者の従業員等から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

(3) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、国の機関もしくは地方公共団体及び事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

(4) 地方公共団体、事務局への協力

登録の際に提供した情報及び今治市飲食店クーポンの対象店舗となった場合は、その旨を国の機関もしくは地方公共団体に提供することに同意します。

(5) 地方公共団体、事務局への協力

新型コロナウイルス対応ガイドライン等業種別ガイドラインに留意して対応することに同意します。

(6) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、ガイドラインの遵守に係る不備について、地方公共団体又は事務局の指摘に適切に対応しない場合や、申請内容・同意内容に違反や虚偽があった場合、参加登録が取り消されることに同意します。

1 本クーポンの取扱い・不正に関する事項／反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

☐ 同意します。

2 個人情報の取扱いについて必須

☐ 同意します。

3 その他確認事項

☐ 同意します。

(様式第 6 号)

今治市飲食店プレミアムクーポン換金申請書
(請求書)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

店舗名

代表者

印

電 話 () -

利用者より当店で受け取った「飲食店プレミアムクーポン」事業におけるプレミアムクーポンの換金をお願いしたく、使用済プレミアムクーポンを添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1 事業名 飲食店プレミアムクーポン事業

2 請求額 円

3 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日として

使用済クーポン 受領枚数	枚 (@ 5 0 0 円)
今回請求額	円

(様式第7号)

今治市飲食店プレミアムクーポン換金に係る
振込口座の変更届出書

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

店舗名

代表者

印

電 話 () -

利用者より当店で受け取った「飲食店プレミアムクーポン」事業におけるプレミアムクーポンの換金をお願いするにあたり、振込口座（指定口座）の変更をしたいので、下記のとおり届出いたします。

記

振込口座等の変更	金融機関名	
	支 店 名	
	普通・当座	
	口 座 名 義	(フリガナ)
	口 座 番 号	